

様式第6（第8条関係）

ダイオキシン類測定結果報告書

令和〇〇年 〇月 〇日

千葉県知事 〇〇 〇〇 様

千葉縣市原市千種海岸〇ー〇

報告者 千葉工業株式会社

代表取締役社長 千葉 太郎

TEL 043-〇〇〇-△△△△

ダイオキシン類対策特別措置法第28条

ダイオキシン類による汚染の
第3項の規定により、次の

表1 排出ガス

必ず記入してください。
(={時間乾き排出ガス量(m³
N/h)}×{稼働時間(h/日)}で計
算できます。)

採取年月日 及び時刻 (開始時刻 ～終了時刻)	排出ガ ス量 (m³/日)	排出ガ ス中の 酸素 濃度 (%)	測定 箇所	特定施設の名称 及び使用状況	分析 年月日	測定結果 (ng-TEQ/m³)	試料 採取者	分析者	備考
令和--/-/-- 10:00～11:00	2,000	12.5	測定口	焼却炉No.1 都市ゴミ2000kg(4h)	令和--/-/-	0.57	(株)環境	(株)環境	

表2 排水水

採取年月日 及び時刻	測定場所		特定施設の 名称及び使用 状況	分析 年月日	測定結果 (ng-TEQ/l)	試料 採取者	分析者	備考
	名称	排水量 (m³/日)						
令和--/-/-- 10:00～11:00	排出口No.1	20,000	排ガス洗浄 施設No.1	令和--/-/-	0.015	(株)環境	(株)環境	

表3 ばいじん等

採取年月日 及び時刻	試料の種類	採取箇所	特定施設の名称 及び使用状況	分析 年月日	測定結果 (ng-TEQ/g)	試料 採取者	分析者	備考
令和--/-/-- 13:00	ばいじん	集塵機 灰出し口	焼却炉No.1 都市ゴミ2000kg(4h)	令和--/-/--	0.010	(株)環境	(株)環境	簡易 測定
令和--/-/-- 13:00	焼却灰	焼却炉 灰出し口	同上	同上	0.10	同上	同上	同上

(連絡先) 千葉工業株式会社市原工場 工務課 千葉 次郎 043-〇〇〇-△△△△
工場又は事業場の名称(所在地): 千葉工業株式会社市原工場(市原市五井海岸〇〇)

備考1 報告書及び別紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
2 ダイオキシン類対策特別措置法施行規則(以下「規則」という。)第3条第1項に基づき換算した測定結果について

試料の種類を記入してください。

- ・焼却灰
- ・ばいじん(集塵機で補修される飛灰)
- ・混合灰(構造上、焼却灰とばいじんを分離できない場合に限る。)
- ・処理物(1～3をセメント固化等の方法により処理した物)

連絡先と工場又は事業場の名称
(所在地)を記入してください。

「流動床のため焼却灰(主灰)を測定していない」、
「集じん機がないため飛灰なし」等、測定結果がない
場合は、その理由を表3の備考に明記してください。

8 表3の試料の種類として、ばいじん、焼却灰、混合灰又はこれらの処理物(処理方法)の別を記載すること。

別紙 1

規則第3条第1項に基づき換算したダイオキシン類の構成

整理番号	実測濃度	試料における 定量下限	試料における 検出下限	毒性等価 係数	毒性等量
ポリ塩化ジベンゾフラン	2, 3, 7, 8-TeCDF			0.1	
	1, 2, 3, 7, 8-PeCDF			0.03	
	2, 3, 4, 7, 8-PeCDF			0.3	
	1, 2, 3, 4, 7, 8-HxCDF			0.1	
	1, 2, 3, 6, 7, 8-HxCDF			0.1	
	1, 2, 3, 7, 8, 9-HxCDF			0.1	
	2, 3, 4, 6, 7, 8-HxCDF			0.1	
	1, 2, 3, 4, 6, 7, 8-HpCDF			0.01	
	1, 2, 3, 4, 7, 8, 9-HpCDF			0.01	
	OCDF			0.0003	
	Total PCDFs	—	—	—	
ポリ塩化ジベンゾジオキシン	2, 3, 7, 8-TeCDD			1	
	1, 2, 3, 7, 8-PeCDD			1	
	1, 2, 3, 4, 7, 8-HxCDD			0.1	
	1, 2, 3, 6, 7, 8-HxCDD	検査機関の測定報告書より転記してください。			
	1, 2, 3, 7, 8, 9-HxCDD				
	1, 2, 3, 4, 6, 7, 8-HpCDD			0.01	
	OCDD			0.0003	
	Total PCDDs	—	—	—	
Total (PCDFs+PCDDs)		—	—	—	
コプラナーポリ塩化ビフェニル	3, 4, 4', 5-TeCB(#81)			0.0003	
	3, 3', 4, 4'-TeCB(#77)			0.0001	
	3, 3', 4, 4', 5-PeCB(#126)			0.1	
	3, 3', 4, 4', 5, 5'-HxCB(#169)			0.03	
	2', 3, 4, 4', 5-PeCB(#123)			0.00003	
	2, 3', 4, 4', 5-PeCB(#118)			0.00003	
	2, 3, 3', 4, 4'-PeCB(#105)			0.00003	
	2, 3, 4, 4', 5-PeCB(#114)			0.00003	
	2, 3', 4, 4', 5, 5'-HxCB(#167)			0.00003	
	2, 3, 3', 4, 4', 5-HxCB(#156)			0.00003	
	2, 3, 3', 4, 4', 5'-HxCB(#157)			0.00003	
	2, 3, 3', 4, 4', 5, 5'-HpCB(#189)			0.00003	
Total コプラナーPCB		—	—	—	
Total ダイオキシン類		—	—	—	
備考		簡易測定（第3の1）			

備考1 排出ガスの測定結果を記入する場合にあっては、単位をng/m³（毒性等量にあっては、ng-TEQ/m³）、排出水の測定結果を記入する場合にあっては、単位をpg/L（毒性等量にあっては、pg-TEQ/L.）とし、ばいじん等の測定結果を記入する場合にあっては、単位をng/g（毒性等量にあっては、ng-TEQ/g）とする。

2 実測濃度の項において、検出下限以上定量下限未満の濃度は、

3 実測濃度の項において、検出下限未満のものは“ND”と記載する。

4 毒性等量は、定量下限未満の実測濃度を零として算出する。

5 規則第2条第1項第4号の規定に基づき環境大臣が定める方法に記載すること。

6 用語の定義は、日本産業規格K0311、K0312又は規則第2条第1項第4号の規定に基づき環境大臣が定める方法によること。

7 整理番号は、測定結果が複数の場合に記入すること。

簡易測定法の場合は告示に基づく番号（第3の1～3）を記載してください。

※次ページ参照

法を

規則第 3 条第 2 項に基づき換算したダイオキシン類の測定方法

整理番号	測定方法	実測濃度	試料における 定量下限	試料における 検出下限	測定量 (毒性等量)	備考
	第2の1	0.48	0.02	0.006	0.58	

備考 1 排出ガスの測定結果を記入する場合にあつては、単位を ng/m³（毒性等量にあつては、ng-TEQ/m³。）とし、ばいじん等の測定結果を記入する場合にあつては、ng/g（毒性等量にあつては、ng-TEQ/g.）とする。

2 測定方法の項においては、規則第 2 条第 1 項第 4 号の規定に基づき環境大臣が定める方法のうち、測定に用いた方法を記載すること。

3 実測濃度の項においては、2 の測定方法により測定された標準溶液相当濃度を記載すること。

4 実測濃度の項において、検出下限以上定量下限未満の濃度は括弧付きの数字を記載すること。

5 実測濃度の項において、検出下限未満のものは“ND”と記載すること。

6 定量下限未満の実測濃度の測定量（毒性等量）は、零とすること。

7 用語の定義は、規則第 2 条第 1 項第 4 号の規定に基づき環境大臣が定める方法によること。

8 整理番号は、測定結果が複数の場合に記入すること。

簡易測定法による場合

機器分析法については別紙 1 を、生物検定法については別紙 2 を添付してください。別紙 1 については備考欄に、別紙 2 については測定方法の欄にそれぞれ告示に基づく測定方法の番号を記載してください。番号は資料編をご参照ください。

簡易測定法とは

廃棄物焼却炉のうち焼却能力が一時間当たり 2000 kg 未満の施設から排出される排出ガス、又は廃棄物焼却炉から排出されるばいじん、焼却灰及び燃え殻について測定する場合にあつては、十分な精度を有するものとして規則第 2 条第 1 項第 4 号の規定に基づき環境大臣が定める方法によることができます。

環境大臣が定める方法（平成 17 年環境省告示第 92 条）は平成 22 年 3 月 31 日に改正され、現在 13 種類の測定方法（生物検定法 10 種類及び機器分析法 3 種類）が指定されています。